

お知らせ

2026年5月19日
東北電力株式会社

女川原子力発電所2号機の運転上の制限の逸脱について

5月19日7時38分頃、女川原子力発電所2号機（定期事業者検査中）において、緊急時対策所^{※1}の代替電源設備として設置している電源車の発電機用の軽油タンクの接続ホースから、軽油が滴下していることを確認しました。

速やかに滴下を停止できないことから、同日7時40分に保安規定で定める運転上の制限^{※2}を満足していない状態にあると判断しました。

今後、準備が整い次第、同型の電源車への入れ替えを実施してまいります。

本事象によるプラントへの影響はありません。また、環境への放射能の影響はありません。

本事象は、女川原子力発電所の情報公開基準^{※3} 区分Ⅰ「**⑮**原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足していないと判断したとき」に該当します。

以上

※1 重大事故などが発生した際に、プラントの状況把握や事故収束に向けた指揮命令を遠隔で行うための施設

※2 保安規定第66条において、代替電源設備が動作可能であることが求められている

※3 [女川原子力発電所 情報公開基準に基づく公表事象](#)（2023年4月1日運用開始）